

配偶者等からの 暴力の防止及び 被害者支援計画

始良市

目次

第1章 計画の策定にあたって	73
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の基本的な考え方	
3. 計画の性格	
4. 計画の期間	
第2章 配偶者等からの暴力について	75
1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは	
(1) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）	
(2) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴	
(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4) 根底にある男女の不平等な関係	
2 配偶者等からの暴力の実態	
(1) 配偶者等からの暴力の被害経験	
(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験	
3 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状	
(1) 国における取組	
(2) 鹿児島県における取組	
(3) 始良市における取組	
第3章 計画の体系	78
第4章 計画の内容	79
第5章 計画の推進体制	90

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本市は、男女共同参画推進条例に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、全庁的に取り組みを進めています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため住民一人一人が、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護の総合的かつ計画的に取り組むため、「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（以下「始良市DV防止基本計画」という）を策定します。

2 計画の基本的な考え方

めざすべき姿

ドスティック・バイオレンスを許さない
誰もが安心なして暮らすことができる地域社会の創造

基本理念

- すべての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣自治体と、連携・協力を図りながら、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市町村計画として策定します。
- (2) この計画は、始良市男女共同参画推進条例第8条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、始良市男女共同参画基本計画と定期的に推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度を初年度とする平成30年度までの6年間とします。ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは**(1) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）**

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2 配偶者等からの暴力の実態**(1) 配偶者等からの暴力の被害経験**

平成22年に実施した「始良市男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験が1度でもあると答えた人は、18.5%となっており、約5人に1人が配偶者等からの暴力を経験しています。また、県警本部による鹿児島県の平成23年の配偶者暴力事案認知状況は149件中、男性3件となっており、女性の被害者が多いことがうかがえます。

(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

平成22年に実施した「始良市男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある女性に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が41.9%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることが分かりました。

3 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状

(1) 国における取組

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）が制定されました。これにより、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、DV防止法の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年と平成19年の2回にわたり改正が行われました。

平成16年 改正	<ol style="list-style-type: none">1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大2 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施4 被害者の自立支援の明確化等5 警察本部長等の援助6 苦情の適切かつ迅速な処理7 外国人、障がい者等への対応
-------------	---

平成19年 改正	<ol style="list-style-type: none">1 市町村基本計画の策定2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正3 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知
-------------	--

(2) 鹿児島県における取組

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

平成18年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画に則り、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取り組みを進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、さらに平成19年には、県内の全ての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成19年7月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正の内容やこれまでの県の取り

組み状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行いました。

(3) 始良市における取組

平成22年3月に施行した「始良市男女共同参画推進条例」第8条第2項において、「男女間の暴力行為（精神的苦痛を与える行為を含む。）」を禁止する規定を掲げ、専門相談員（非常勤職員）を配置し相談体制の充実等に努めています。

さらに、始良市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議規程及び始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱を施行し、庁内関係部署及び関係機関のネットワークを構築し、情報及び意見交換を行い、被害者の安全確保を図るため、一時避難（一時保護）にかかる経費を予算措置し、より迅速な被害者への支援に努めています。

第3章 計画の体系

めざすべき姿

ドメスティック・バイオレンスを許さない
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

重点的に取り組むこと

- I いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組**
 - 1 暴力を許さない人権教育・学習の深化
 - 2 暴力の潜在化を防ぐための配偶者等からの暴力に対する理解の促進
 - 3 暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための広報・啓発の推進

- II 被害者の安心と安全を確保するための取組**
 - 1 被害者の保護と安全確保
 - 2 早期発見による被害者の安全確保
 - 3 通報・通告制度による被害者の保護
 - 4 被害者の安全を守る個人情報の保護
 - 5 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
 - 6 二次被害を防ぐための支援機関等職務関係者への理解の徹底
 - 7 支援者の安全確保

- III 安心して相談できる体制の確立に向けた取組**
 - 1 相談体制の整備と充実
 - 2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

- IV 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組**
 - 1 安心した暮らしを守るための経済的支援
 - 2 安心した暮らしを守るための生活的支援
 - 3 住宅確保のための支援

- V 被害者である子どもや若者への支援**
 - 1 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
 - 2 デートDVの防止と被害者のケア

第4章 計画の内容

重点的に取り組むこと

I

いかなる場合にも暴力を許さない 社会づくりに向けた取組

1 暴力を許さない人権教育・学習の深化

人権教育・学習の推進

人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、これまでの人権に関する教育・学習に男女共同参画の視点を導入します。

男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携として取り組みます。また、特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努めます。

法教育の推進

日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し問題解決の力量形成が図られるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市ホームページなどを活用して法律に関するコラムを設けるなど、法教育を進めます。

「人権週間」における広報・啓発

広報誌等を活用して「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

2 暴力の潜在化を防ぐための配偶者等からの暴力に対する理解の促進

地域における学習機会の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、住民に身近な公民館講座等での啓発活動に努めます。

多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や市のホームページ等を活用した広報を実施するとともに、多

くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。

講演会や研修会等の開催による啓発の実施

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣自治体における研修会等の開催日程等の情報提供に努めます。

各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。

書籍やビデオ等関連情報の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。

啓発用リーフレットの活用

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、鹿児島県男女共同参画センターと連携して図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発を進めます。

被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進

配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。

3 暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育・学習の推進

暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進

個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという認識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報誌等を活用し、意識の醸成に努めます。

身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施

暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加体験型の研修を実施します。

重点的に取り組むこと

II

被害者の安心と安全を確保するための取組

1 被害者の保護と安全確保

一時避難先の確保等による被害者の保護

始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱に基づき、被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

警察の緊急通報装置貸出制度

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行います。

地域における見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていただけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治公民館、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護

被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。

身近な避難先の確保

被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や住民と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。

2 早期発見による被害者の安全確保

保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用

医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。

医療機関における診察等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。

育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ等対応に努めます。

母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。

民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。

学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。

外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり

外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点を持って日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。

3 通報・通告制度による被害者の保護

医療関係者への通報・通告制度の周知徹底

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。

通報者の情報の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。

配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

4 被害者の安全を守る個人情報の保護

各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。

被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関・部署において情報管理のルールを定め遵守します。

個人情報を扱う市職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進

個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を促進する研修を実施します。

5 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。

医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。

住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

保護命令制度の広報と申し立てに関する支援

配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。

6 二次被害を防ぐための支援機関等職務関係者への理解の徹底

配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知

地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防（救急）職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることが必要です。そのため、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。

教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進

教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進します。

医療関係者向け広報・研修への参加促進

医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。

支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施

支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。※支援機関職務関係者（教育相談員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等）

7 支援者の安全確保

警察との連携・協力

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

支援者の個人情報管理の徹底

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。

重点的に取り組むこと



安心して相談できる体制の確立に向けた取組

1 相談体制の整備と充実

安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。

外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。

県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用

被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、市職員の職務関係者に配布します。

相談員等支援者のケアの充実

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。

被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知

被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとする県内の相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等も活用し、安全な周知に努めます。

始良市女性相談の周知

本市における安全なDV相談の周知を図ります。

県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣

県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、市職員の職務関係者を派遣します。

2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

庁内連絡会議の機能強化

迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を充実し、適切な対応に向けた機能を強化します。

医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備

管内配偶者暴力相談支援センター、近隣自治体と連携し関係機関連絡会議を設置し、定期的な開催による情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。

支援関係機関・団体の連携協力体制の強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。

支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立

休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。

重点的に取り組むこと

IV

被害者の立場に立った生活再建に向けた取組

1 安心した暮らしを守るための経済的支援

生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、 母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付け制度の適用

経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行います。

2 安心した暮らしを守るための生活的支援

各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。

学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援

市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等にあつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

就職のための技能取得等の情報提供

就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。

3 住宅確保のための支援

公営住宅等の優先入居

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。

自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、市と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

重点的に取り組むこと

V 被害者である子どもや
若者への支援

1 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進

子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等からの暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等の恐れがあり、現住所地に住民登録していない子どもについては、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう実施します。

2 デートDVの防止と被害者のケア

デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDV

の防止に向けた取り組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという認識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進

配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進めます。

被害者に関する適切なケア

教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努めます。

第5章

計画の推進体制

男女共同参画社会基本法
平成11（1999）年

国	始良市	鹿児島県
	始良市 男女共同参画推進条例 平成22（2010）年	鹿児島県 男女共同参画推進条例 平成13（2001）年
男女共同参画 基本計画	始良市 男女共同参画基本計画	鹿児島県 男女共同参画基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
平成13（2001）年

配偶者 暴力防止 基本方針



始良市男女共同参画推進委員会

- 男女共同参画基本計画の推進及び関連施策・事業の総合調整及び進行管理

会 長：副市長
副会長：企画部長
委 員：教育長、各部長及び事務局長

始良市男女共同参画審議会

- 男女共同参画基本計画の策定に当たっての意見陳述
- 基本的・総合的施策、重要事項等についての調査審議

委 員：12人以内

始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議

- DVの防止及び被害者保護のための関係機関のネットワークの構築（DV対策の企画、体制整備、連絡調整・情報交換、広報啓発）

事務局：企画政策課
委 員：総務課・危機管理課・税務課・情報政策課・市民課・保険年金課・健康増進課
児童福祉課・建築住宅課・学校教育課

機関
団体
個人

企画政策課 男女共同参画係